ITER 下部ポート統合機器計測支持構造体等の 製作性に関する検討 仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂フュージョン科学技術研究所 ITERプロジェクト部 計測開発グループ

目次

1	一般仕様	2
	1.1 件名	2
	1.2 目的及び概要	2
	1.3 契約範囲	2
	1.4 納期	2
	1.5 作業場所	2
	1.6 納入場所及び納入条件	2
	1.7 納入物	2
	1.8 検査条件	3
	1.9 提出図書	3
	1.10 貸与品	3
	1.11 品質保証	3
	1.12 情報セキュリティの確保	4
	1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い	4
	1.14 グリーン購入法の推進	4
	1.15 打合せ	4
	1.16 適用法規・規格等	4
	1.17 協議	4
2	技術仕様	5
	2.1 計測支持構造体における除熱構造の検討	5
	2.2 計測機器ミラーの支持構造に関する製作性の検討	6
3	報告書の作成	6
別	添-1『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』	7
別	添-2『知的財産権特約条項』	8

1 一般仕様

1.1 件名

ITER 下部ポート統合機器計測支持構造体等の製作性に関する検討

1.2 目的及び概要

ITER 計画において、日本は ITER 真空容器の第2番下部ポート及びトカマク建屋に設置される下部ポート統合機器(以下「本機器」という。)を調達することとなっている。

本機器は、同じく日本が調達を担当するダイバータ不純物モニター(以下「不純物モニター」という。)の機器を支持・格納し、ITER 本体に設置される。国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)では、本機器の設計・製作に係る技術仕様の検討を継続している。

本業務では、本機器に関連する以下の要素について、製作性及び技術的妥当性の観点から検討 を実施する。

- (1) 計測支持構造体に組み込まれる徐熱構造について、溶接継手の形状及び配置、非破壊試験の実施性、ならびに RCC-MRx への適合性の評価を行うこと。
- (2) 不純物モニターに搭載される反射ミラーについて、パウダーヒップ法(以下「HIP 法」という。) 及び反射面の研磨等を含めた製作方法の適用可能性を検討すること。

これらの検討を通じて、設計の妥当性を確認し、将来的な製作工程の最適化に資する知見を得ることを目的とする。

1.3 契約範囲

- (1) 検討作業の実施
- (2) 提出書類の作成

1.4 納期

令和8年2月27日(金)

1.5 作業場所

茨城県那珂市向山 801-1 QST 那珂フュージョン科学技術研究所 又は受注者事業所

1.6 納入場所及び納入条件

- (1)QST 那珂フュージョン科学技術研究所 ITER 研究開発棟 指定場所
- (2)納入条件 持込渡し

1.7 納入物

1.9 項に定める提出図書 1式

1.8 検査条件

1.7 項に示す納入物を完納し、仕様の定めるところにより業務が実施されたことを QST が確認 したことをもって検査合格とする。

1.9 提出図書

	図書名	提出時期	部数	確認
1	報告書	納期までに	1部	要
2	打合せ議事録	打合せ後1週間以内	1部	不要
3	再委託承諾願	作業開始2週間前まで	1式	要
	(QST 指定様式)	※下請負等がある場合に提出のこと。		

提出図書は、紙媒体の他、電子ファイル(Microsoft Word(.docx)等)を提出すること。電子ファイルは QST のオンラインストレージサーバ(別途、QST から受注者に説明)に格納し提出すること。

(提出図書の確認方法)

QST は、確認のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、受理したものとする。

ただし、再委託承諾願については、QSTが確認した後、書面にて回答するものとする。

1.10貸与品

QST は、本契約に基づく検討業務の実施に必要な参考資料として、以下の技術資料・設計情報を受注者に貸与するものとする。

- (1) 計測支持構造体に関する設計図面(2D図面又は3DCADモデル)
- (2) 使用材料に関する仕様書及び技術メモ
- (3) 現行設計に基づく構造解析結果(応力分布、温度分布等)
- (4) RCC-MRx 適用条項に関する参考リスト
- (5) HIP 法に関する技術参考資料(必要に応じて)

なお、貸与品は QST のオンラインストレージサーバを用いて行う。貸与品の管理・保管については受注者の責任において適切に行い、契約終了後は QST の指示に従って速やかに返却又は廃棄すること。また、貸与資料は本業務の遂行以外の目的には使用してはならない。

1.11品質保証

受注者は、本契約の履行に当たり受注者が定める品質保証活動に係わる要求事項を文書化された手順により確立し、作業を行うこと。なお、受注者は、QSTからの要求があった場合には、本契約の適切な管理運営を証明するために必要な文書及びデータを提供するものとする。

1.12 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、別添-1『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』に示すとおりとする。

1.13 知的財産権及び技術情報等の取扱い

(1) 知的財産権等の取扱い

知的財産権等の取扱いについては、別添-2「知的財産権特約条項」に示すとおりとする。

(2) 技術情報

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする際には、あらかじめ書面による OST の承認を得なければならない。

QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要が生じた場合は、QST と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供すること。

(3) 成果の公開

本件業務を実施することにより取得したデータ、技術情報、成果その他のすべての資料 及び情報を QST の施設外において、発表若しくは公開することはできない。ただし、あら かじめ書面により QST の承認を受けた場合はこの限りではない。

1.14 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律) に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものと する。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1.15 打合せ

作業開始前に QST 担当者と打合せを実施すること。また、ITER 機構との打ち合わせに参加すること。なお、打合せに係る費用の一切は、受注者が負担するものとする。

1.16 適用法規・規格等

・RCC-MRx 2012(仏、原子力施設の機械部品の設計及び建設規則:高温炉、研究炉、核融合炉)

1.17 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、 QSTと協議の上、その決定に従うものとする。

2 技術仕様

本件における対象機器は、図1のとおり、ITER 真空容器の下部ポート内に設置される下部ポート統合機器であり、主として計測機器(不純物モニター)を支持・格納する計測支持構造体によって構成される。計測支持構造体は、放射線や磁場といった過酷な環境下において高い構造健全性と加工・保守性を確保することが要求されている。

本業務では、QST が策定した現行設計案(設計図面、仕様メモ、強度解析結果等)をもとに、以下の設計要素について、製作性及び適用規格(RCC-MRx)への適合性の観点から工学的検討を行う。特に、計測支持構造体に組み込まれる除熱構造及び反射ミラーの支持構造を対象とする。

● 計測支持構造体に関する設計図面一式(CAD モデル又は 2D 図面)

本検討では、QST が提供する以下の技術資料・情報をインプットとして用いる。

- 使用材料の仕様書及び製作条件の技術メモ
- 構造解析結果(主に応力・変形の評価結果)
- RCC-MRx 該当条項の適用リスト
- HIP 法適用に関する参考資料(過去実績等)

受注者は、これらを踏まえて技術的評価を行い、必要に応じて改善提案や代替案を検討し、報告書にとりまとめること。

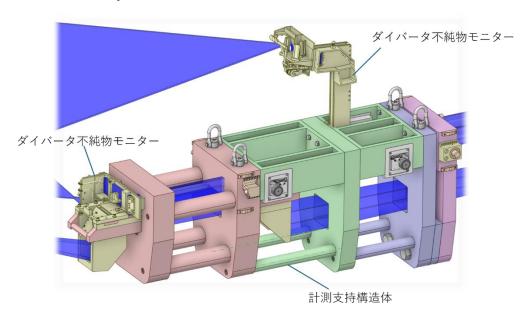


図1 計測支持構造体と不純物モニター

2.1計測支持構造体における除熱構造の検討

- 除熱構造の構成材・構造に基づき、製作性(加工・組立)及び非破壊試験(NDE)による 検査性について評価すること。
- 溶接継手の形状及び配置に関し、非破壊試験の適用性を考慮した改善提案を行うこと。
- 当該除熱構造が RCC-MRx (仏規格) に準拠した設計となっているかを確認し、必要に応じて準拠性確保の観点から改善点を抽出すること。
- 使用想定荷重、温度、使用環境に応じた構造評価が行われていることを確認し、不足する

評価手法・計算条件がある場合には提案すること。

2.2計測機器ミラーの支持構造に関する製作性の検討

- 不純物モニターに搭載予定の反射ミラー支持構造について、その製作方法の適用可能性を 検討すること。
- 特に、ミラー材質、形状・寸法精度、作業性・コスト面における課題を明らかにし、最適 化条件を提示すること。
- 放射線・熱環境下での安定性確保に必要な処理・仕様があれば、それを踏まえた検討を行 うこと。

3 報告書の作成

受注者は、第2章に示す作業内容に基づき検討を実施し、その結果を英語で記述した報告書と してとりまとめ、提出すること。報告書には以下のような項目を含め、各検討事項に関する背景、 評価方法、結果及び提案を体系的に記述すること。

(1) 除熱構造に関する項目

- 検討対象とした構造及び設計条件の説明
- 検討対象の図面情報、溶接継手の形状及び配置
- 適用可能な非破壊試験手法とその実施可能性
- RCC-MRx との整合性評価(適用条項の明示)
- 製作性又は検査性向上のための改善提案

(2) ミラー支持構造に関する項目

- 支持構造に要求される性能要件(材質、寸法、公差等)
- 製作方法の適用可能性と課題
- 加工性、信頼性、作業性・コストに関する技術的評価
- 放射線・熱環境への耐性を踏まえた設計上の配慮事項
- 他の支持構造案との比較・選定理由(必要に応じて)

(3) その他条件

- 報告書は英語にて記述すること。
- 書式は A4 サイズとし、図・表・写真等により視認性を高めること。
- ファイル形式は Microsoft Word(.docx)とし、指定されたオンラインストレージサーバ ヘアップロードすること。

以上

別添-1『本契約において遵守すべき「情報セキュリティの確保」に関する事項』

- 1 受注者は、契約の履行に関し、情報システム(情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。)を利用する場合には、QSTの情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、QST の情報セキュリティ確保のために、 QST が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。
- (1) 受注者は、契約の業務に携わる者(以下「業務担当者」という。)を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。
- (2) 受注者は、契約に関して知り得た情報 (QST に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び 計算結果を含む。以下同じ。)を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。
- (3) 受注者は、契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
- (4) 受注者は、P2P ファイル交換ソフトウェア(Winny、WinMX、KaZaa、Share 等)及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、契約に関して知り得た情報を取り扱ってはな らない。
- (5) 受注者は、QST の承諾のない限り、契約に関して知り得た情報を QST 又は受注者の情報システム 以外の情報システム (業務担当者が所有するパソコン等) において取り扱ってはならない。
- (6) 受注者は、委任をし、又は下請負をさせた場合は、当該委任又は下請負を受けた者の契約に 関する 行為について、QST に対し全ての責任を負うとともに、当該委任又は下請負を受け た者に対して、 情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければ ならない。
- (7) 受注者は、QST が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。
- (8) 受注者は、QST の提供した情報並びに受注者及び委任又は下請負を受けた者が契約業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、き損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生、又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに QST に報告し、QST の指示に従うものとする。契約の終了後においても、同様とする。

なお、QST の入札に参加する場合、又は QST からの見積依頼を受ける場合にも、上記事項を遵守していただきます。

以上

別添-2『知的財産権特約条項』

(知的財産権等の定義)

- 第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許法 (昭和34年法律第121号) に規定する特許権、実用新案法 (昭和34年法律第123号) に規定する実用新案権、意匠法 (昭和34年法律第125号) に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律 (昭和60年法律第43号) に規定する回路配置利用権、種苗法 (平成10年法律第83号) に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利 (以下総称して「産業財産権等」という。)
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - 三 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(著作権法第21条から第28条 までに規定する全ての権利を含む。)及び外国における著作権に相当する権利(以下 総称して「著作権 | という。)
 - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
 - 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許権の対象となるものについてはその発明
 - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
 - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、 育 成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象 となるものについてはその案出
 - 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第2条第5項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

- 第2条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定 も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り 受けないものとする。
 - 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。
 - 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由

を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

- 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権 (仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的 に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。) をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからいまでに規定する 場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。
 - イ 子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をい う。以下同じ。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以 下同じ。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認 T L O (大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の 促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同 法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定 T L O (同法第11 条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定 等をする場合
 - ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は 専用実施権等の設定等をする場合
- 2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。
- 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

- 第3条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。
 - 2 乙は、産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第17条第1項に規定する特定研究開発 等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登 録出願を行う場合は、特許法施行規則(昭和35年通商産業省令第10号)、実用新案法施行規 則(昭和35年通商産業省令第11号)及び意匠法施行規則(昭和35年通商産業省令第12号) 等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示

しなければならない。

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内(ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第5条第4項に規定する場合を除く。)は、実施等した日から60日以内(ただし、外国にて実施等をした場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転)

- 第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合 (本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。)には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
 - 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、 あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する 場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
 - 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社(これらの会社が日本国外に存する場合に限る。)である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
 - 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内(ただし、外国にて 移転を行った場合は90日以内)に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
 - 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産 権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定 を遵守するものとする。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

- 第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施 を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第 三者に約させなければならない。
 - 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用 実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、 あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割によ り移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社(これらの会社が日本国外に存する場合に限る。)である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、

必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。

- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内 (ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内) に、甲にその旨書面により通知しな ければならない。
- 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は 研究のために実施することができる。甲が 甲のために第三者に製作させ、又は業務を代 行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その 実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄)

第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当 該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

- 第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的 財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的 財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守すること を書面にて甲に届け出なければならない。
 - 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由 を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾 する。
 - 二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する第三者に許諾する。
 - 2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。
 - 3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、 自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、そ の旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければなら ない。 (甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について 第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あ らかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

- 第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究 以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業 務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することがで きるものとする。
 - 2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業 的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことに鑑み、乙の商業的実施の計画を 勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

- 第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入 される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。
 - 2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。
 - 3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による 成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

- 第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合(乙の親会社が変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。)は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。
 - 2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。
 - 3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵

守することを当該移転先に約させなければならない。

- 一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速や かに報告する。
- 二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に 照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が 判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾 する。
- 三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

- 第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。
 - 2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について 疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上